

Client Alert

17 November 2025

本アラートに関する
お問い合わせ先：



竹中 陽輔
パートナー
03 6271 9548
Yosuke.Takenaka@bakermckenzie.com



山頭 めぐみ
アソシエイト
03 6271 9538
Megumi.Santo@bakermckenzie.com

インドネシア：PT Nichindo Manado Suisan （原告）対 PT Aneka Dasuib Jaya（被告）間 の商標訴訟

概略

本件は、PT Aneka Dasuib Jaya 社が魚由来の食品の商標として登録した「HANA KATSUO」という用語をめぐる商標紛争である。

詳細

原告である PT Nichindo Manado Suisan 社は、「HANA KATSUO」はたこ焼きやお好み焼き等の料理によく使われる鰹節（serutan ikan cakalang kering）を指す日本食の名称であるとして、商標の取消を求めて提訴した。

原告は 2013 年から「MARUMO HANAKATSUO」のブランドで類似品を製造販売しており、2025 年 5 月に自社商標を出願していた。原告は、被告の登録が商標法（UU 第 20 号/2016 年）第 20 条（b）及び（f）に違反し、単に商品説明する標章や一般的名称である標章の登録を禁止していると主張した。裏付けとなる証拠には、ハラル認証や BPOM 認証、電子商取引プラットフォームを通じた広範な製品流通、「花かつお」が一般的な用語であることを確認する料理文献や日本の規制基準からの引用等があった。

これに対し被告は、自社は適切な手続きを踏んで誠実に商標登録を行っており、インドネシア法では排他的権利が認められる最初の出願者であると主張した。また、被告は反訴（rekonvensi）を提起し、原告が登録商標を侵害しているとして、物質的および非物質的損失を含む 280 億ルピア以上の損害賠償を求め、原告の資産の差し押さえを請求した。

裁判所は原告を支持し、「HANA KATSUO」は確かに一般的かつ記述的な用語であり、独占的商標保護の対象にはならないと裁定した。裁判所は被告の商標登録を無効とし、公式登録簿からの削除を命じ、反訴を全面的に却下した。また、被告は 708,000 ルピアの訴訟費用の支払いを命じられた。

BM コメント

インドネシアは先願主義を採用しており、最初に出願した者に権利が付与される。本件の「HANA KATSUO」は、日本食文化において鰹節を指す一般的な用語であり、インドネシア裁判所はこれを記述的と認定し、さらに商標権侵害を否定した。ASEAN 市場では、第三者による先取り出願が頻発しているため、事業開始前に商標クリアランス調査及び適切な商標出願を徹底する必要性があることを本件は示唆している。